

広島県告示第四百八号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定によって、次のとおり指定自立支援医療機関の名称の変更の届出があった。

平成二十一年四月十六日

広島県知事 藤田雄山

一 病院又は診療所

名称	所在地		自立支援医療の種類	標ぼうしている診療科名	指定自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師の氏名	変更年月日
	新	旧				
医療法人健心会福山中 中央病院	医療法人紅十字会総合病院三愛	福山市三吉町四丁目一―一五	精神通院医療	精神科	庄盛 敦子	平成二十二年四月一日
医療法人健心会呉やけやま病院	医療法人紅十字会聖ラザロ病院	呉市焼山南一丁目八一―二三	精神通院医療	精神科	近藤 公人	平成二十二年四月一日
府中みくまり病院	広島静養院	安芸郡府中町みくまり三丁目一一―一	精神通院医療	精神科・神経科・心療内科	熊田 利郎	平成二十二年四月一日

二 薬局又は指定訪問看護事業者等

名称	所在地		自立支援医療の種類	変更年月日
	新	旧		
オール薬局吉浦店	オール薬局海岸通店	呉市吉浦東本町一丁目七一―七	更生医療・育成医療・精神通院医療	平成二十二年四月一日
オール薬局伏原店	オール薬局新栄橋店	呉市海岸二丁目一七―六	更生医療・育成医療・精神通院医療	平成二十二年四月一日
オール薬局川尻店	呉新栄橋薬局	呉市伏原二丁目八一―二二	更生医療・育成医療・精神通院医療	平成二十二年四月一日
オール薬局東中央店	呉川尻薬局	○ 呉市西中央一丁目三一―一 呉市川尻町西二丁目四一―四	更生医療・育成医療・精神通院医療	平成二十二年四月一日
	呉東中央薬局	呉市東中央二丁目八一―一七	更生医療・育成医療・精神通院医療	平成二十二年四月一日